



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年3月14日金曜日 第2553号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ... 130
 半島振興法による工事の完了..... (道路維持課) ... 131
 公共測量の終了の通知..... (") ... 131
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(2件)..... (都市計画課) ... 131
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 131
 開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 131
 道路の区域変更(一般国道440号外)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 132
 道路の供用開始(")..... (") ... 132
 道路の区域変更(県道九島循環線)..... (南予地方局管理課) ... 132

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 132
 技能検定の合格者..... (") ... 133

告 示

○愛媛県告示第280号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成26年3月14日

愛媛県知事 中村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ今治店
今治市南高下町一丁目1676番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 信
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
代表取締役 森 信
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年10月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,419平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
64台

イ 駐輪場の収容台数

41台

ウ 荷さばき施設の面積

50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

6.84立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成26年2月28日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

(2) 提出先

○愛媛県告示第281号

半島振興法（昭和60年法律第63号）第11条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事を次のとおり完了する。

平成26年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の管理者	道路の種類	路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
伊 方 町	町 道	ミノコシ正野谷線	西宇和郡伊方町正野1044番地先から 同町正野1464番2地先まで	改 築	平成26年 2月 1日

○愛媛県告示第282号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 平成26年 1月31日から
2月21日まで
- 3 作業地域 今治市

する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画ごみ焼却場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成26年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、菊間都市計画臨港地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成26年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用

○愛媛県告示第285号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-22)第7182号	平成22年 6月27日	内田電工(株)	内田 香織	四国中央市川之江町2469 - 1	平成26年 2月17日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(特-23)第4893号	平成23年 11月2日	(株)近藤建設	近藤 勇治	西条市小松町明穂甲666	平成26年 2月19日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-22)第16769号	平成22年 11月9日	近藤建築	近藤 祐司	新居浜市河内町11-44	平成26年 2月21日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年 3月14日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第54号 平成26年 3月 6日	伊予郡砥部町麻生2番3	松山市朝美一丁目5番3号 井 上 比 呂 子

○愛媛県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12678番2から 同町西谷字小村11737番2まで	旧	メートル 7.3～35.7	キロメートル 0.115	
		上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12678番4地先から 同町西谷字小村11763番2まで	新	10.2～37.2	0.115	
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字小村11737番2から 同町西谷字郷角12678番2まで	旧	7.3～35.7	0.115	
		上浮穴郡久万高原町西谷字小村11737番2から 同町西谷字郷角12678番4地先まで	新	10.2～37.2	0.115	

○愛媛県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12678番4地先から 同町西谷字小村11763番2まで	平成26年 3月14日
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字小村11737番2から 同町西谷字郷角12678番4地先まで	〃

○愛媛県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	九島循環線	宇和島市蛤375番3地先から 同市蛤373番1地先まで	旧	メートル 2.4～6.9	キロメートル 0.042	
			新	5.1～8.6	0.041	

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成26年3月4日あったので公表する。

平成26年 3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成26年度賃金引き上げその他に関する事項
- 2 日時 平成26年 3月24日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1丁目10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 光佑会くるだ病院	伊予郡松前町大字神埼586
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究 所財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47

医療法人 十全会十全第二病院
八幡浜医師会立双岩病院

新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜市若山4番耕地163

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成26年1月12日から平成26年2月16日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成26年3月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

機械加工

特級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	C 1

機械検査（機械検査作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 5	C 3	C 4	C 7

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 13	A 甲 15
A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21
A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 28
A 甲 29	A 甲 30	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34
A 甲 35	A 甲 37	A 甲 41	A 甲 42	A 甲 43	A 甲 45
A 甲 46	A 甲 47	A 甲 48	A 甲 49	A 甲 50	A 甲 51
A 甲 52	A 甲 53	A 甲 54			

機械保全

特級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2

機械保全（機械系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8

A 甲 9	A 甲 11	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17
A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 24
A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 28	A 甲 30	A 甲 31
A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34	A 甲 36	A 甲 37	A 甲 38
A 甲 39	A 甲 42	A 甲 43	A 甲 49	A 甲 50	A 甲 52
A 甲 53	A 甲 55	A 甲 61	A 甲 64	B 3	B 5
B 6	B 8	B 11	C 3	C 4	C 5
C 6	C 7	C 8			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 12
A 甲 13	A 甲 16	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22
A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27	A 甲 29	A 甲 30
A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34	A 甲 35	A 甲 36
A 甲 37	A 甲 38	A 甲 39	A 甲 40	A 甲 41	A 甲 42
A 甲 44	A 甲 45	A 甲 46	A 甲 48	A 甲 49	A 甲 50
A 甲 51	A 甲 52	A 甲 53	A 甲 54	A 甲 55	A 甲 57
A 甲 58	A 甲 59	A 甲 60	A 甲 61	A 甲 63	A 甲 65
A 甲 66	A 甲 70	A 甲 71	A 甲 73	A 甲 74	A 甲 75
A 甲 77	A 甲 80	A 甲 82	A 甲 86	A 甲 87	A 甲 88
A 甲 89	A 甲 94	A 甲 95	A 甲 96	A 甲 100	B 1
B 3	B 6	B 7	B 8	B 10	C 1
C 4	C 5	C 6	C 7	C 8	C 9
C 14	C 16				

機械保全（電気系保全作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 8	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 9	A 甲 10

機械保全（設備診断作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 2	C 11

2 級

受 検 番 号
C 1

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	A 甲 7

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19
A 甲 20	A 甲 21	A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25

半導体製品製造（集積回路チップ製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 2	B 3	C 2

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 9	B 1	B 2
C 1					

農業機械整備（農業機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11
A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 17	A 甲 18
A 甲 19	A 甲 20	A 甲 21	C 1		

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 2	A 甲 2 B 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 9 A 甲 19	A 甲 2 A 甲 10 A 甲 20	A 甲 5 A 甲 11 B 2	A 甲 6 A 甲 14 C 1	A 甲 7 A 甲 15	A 甲 8 A 甲 17

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

パン製造（パン製造作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	B 2	B 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 2

菓子製造（洋菓子製造作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3

製麺（機械生麺製造作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	

建築大工（大工工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 9

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 9
A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 15	A 甲 17
A 甲 20	A 甲 22	A 甲 23	C 1	C 2	

かわらぶき（かわらぶき作業）

2 級

受 検 番 号
C 1

配管（建築配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	B 1
B 3	C 2	C 4			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 15	B 1

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

配管（プラント配管作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	C 2

型枠施工（型枠工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 8 C 3	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 22	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
C 1	C 2	C 3	C 4	C 5

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 7	A 甲 2 B 1	A 甲 3 C 1	A 甲 4 C 2	A 甲 5 C 4	A 甲 6 D 1

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7

防水施工（アスファルト防水工事作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

防水施工（塩化ビニルシート防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

単一等級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 9	A 甲 12	C 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1 級

受 検 番 号
D 1

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2	D 3

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）

1 級

受 検 番 号
B 1

ガラス施工（ガラス工事作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 A 甲 11	A 甲 4 A 甲 14	A 甲 6 A 甲 15	A 甲 7 B 1	A 甲 8 C 2	A 甲 10

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5

塗装（鋼橋塗装作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 4	C 5	C 6	D 1